

総務部 人権施策課 男女共同参画プラザ
令和6年12月定例会 企画総務委員会

「生駒市男女共同参画行動計画（第4次）（案）に係るパブリックコメントの実施について」の説明資料

資料1 生駒市男女共同参画行動計画（第4次）（案）概要

資料2 生駒市男女共同参画行動計画（第4次）（案）

資料3 パブリックコメント実施に係るチラシ

生駒市男女共同参画行動計画(第4次)(案)【概要】

1 計画策定の趣旨

本市では、1996(平成8)年に「生駒市女性行動計画」、2005(平成17)年に「生駒市男女共同参画行動計画(第2次)」、2015(平成27)年に「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。

このような取組により、男女共同参画に関する理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識が残っていることや、働く場面において女性の力が十分に発揮されていない状況があります。また、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力、多様で複合的な困難を抱える女性の存在など取り組むべき課題は今なお多く、今後も継続的な取組が必要です。

そうした中、現計画が2025(令和7)年3月に計画期間満了となることから、男女共同参画社会の形成の更なる推進を図るため、「生駒市男女共同参画行動計画(第4次)」を策定するものです。

2 計画の基本理念

この計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる7項目を基本理念とします。

- ① 何人も、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、及び個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されること。
- ② 男女が、互いの性及び身体的特徴に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- ③ 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家族の多様性を理解し、家事、育児、介護その他の家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、地域活動その他の社会活動に対等に参画できること。
- ④ 何人も、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、慣行又は社会制度にとらわれることなく、自己の意思及び責任において活動できること。
- ⑤ 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥ すべての市民が、国籍にかかわらず、等しく自らの意思により活躍する機会が確保されること。
- ⑦ 国際的な理解及び協調の下に、男女共同参画が推進されること。

3 計画の位置づけ

本計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第10条に基づく基本的な計画であり、以下の4つの法律を根拠とする市町村計画とします。

- ① 「男女共同参画社会基本法」：第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」：第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」：第6条第2項に規定する「市町村推進計画」
- ④ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」：第8条第3項に規定する「市町村基本計画」

また、「第6次生駒市総合計画」に基づいた部門別計画で、他の関連する計画と整合性を図っていきます。

4 計画期間

計画期間は、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、5年後を目途に計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

課題やニーズを計画に反映するための基礎資料とするため、男女共同参画についてのアンケート調査を16歳以上の市民(3,000人)、【新規】市立中学校3年生(1,039人)、市内事業所(200社)、市職員(899人)を対象に実施しました。調査結果等を参考に、学識経験者や市民等で構成される生駒市男女共同参画審議会において、計画内容について審議しました。

6 計画の施策体系

本計画は、下記の施策体系により推進します。近年の本市の状況や社会情勢、アンケート等で把握した課題を踏まえ、重点方針や新規の施策の方向を設定しています。

